

令和 8 年 7 月 3 1 日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社誠良興業
住所：香川県高松市春日町 1 2 9
2. 入札参加資格停止期間：令和 8 年 7 月 3 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで（2 カ月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 3
4. 事実概要：株式会社誠良興業を、公正取引委員会は、令和 8 年 6 月 2 5 日、香川県発注の特定土木一式工事について、受注機会の均等化及び受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨を合意した行為を、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものであるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行い違反事業者として公表を行った。
5. 入札参加資格停止措置理由：
独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 2 第 3 号（独占禁止法違反行為）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 2

措 置 要 件	地域及び期間
（独占禁止法違反行為） 3 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）。	発生地域及び影響を受けた地域について 当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課